

障がいのある人の在宅生活をささえる

伊勢市における 地域生活支援拠点について

・・・・・・・・地域生活支援拠点とは・・・・・・・・

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域全体で力を出し合って作っていく仕組みのことです。介護者（家族）の病気等への「緊急時の対応」や、どこで誰と生活するかを選ぶように「生活体験の機会提供」などを行います。

急に家族が
入院して一人
になったらど
うしよう？



自分が急に家
にいられなくな
ったらどうし
ょう？



施設で暮らす
以外に、どん
な生活がある
んだろう？



この子の将来
は、どんな暮
らしができる
のかしら？



すでに福祉サービスを利用している人は
担当の相談支援専門員
(計画相談支援事業所)へ

伊勢市役所高齢・障がい福祉課
電話 (0596) 21-5558
FAX (0596) 20-8555

伊勢市障がい者地域相談支援センター
【コーディネーター】
電話 (0596) 21-1130
FAX (0596) 27-2412

伊勢市福祉総合支援センターよりそい
障がい者基幹相談支援センター
電話 (0596) 63-5944
FAX (0596) 63-5420

令和8年2月 作成
伊勢市・

伊勢市障害者施策推進協議会 地域生活支援拠点テーマ会議 作成



地域生活支援拠点 事前登録について



緊急時に障がいのあるかたが取り残される
リスクが高い世帯に事前の登録申請をおす
すすめします。



☆24 時間 365 可能な地域生活支援拠点は関係者と連携しています。

☆個々の状況に応じて、様々なケースについて、適切なサービスが受けられる
よう本人の状況を把握し、迅速に対応いたします。

登録するメリット

▶不安を軽減できます

介護者(同居家族等)がいなくなったらどうしよう、
一人暮らしで何かが起こったらどうしよう、という不安を軽減できます。

▶支援や情報共有がスムーズにできます

関係者に事前に情報(身体状況や支援にあたってやってほしい・やってほしくない
こと、食べられるもの・食べられないもの等)を伝えておくことで、緊急時の支援が
スムーズになります。

登録にあたって

▶緊急時に利用する可能性のある短期入所やグループホーム等の体験利用をし、緊急時に
そなえます。

▶相談員や地域生活コーディネーター、事業所スタッフ等関係者と一緒に、障害の
ある方やその世帯の状況を把握するための専用シート作成し、緊急時の対応を考えます。



急に一人にな
ったけど、ショ
ートステイに
泊まりに行け
たよ!



急な事だった
けど、事前に
決めておいた
から大丈夫だ
った!

グループホー
ムに泊まって
みた。
施設より良か
ったから行き
たいな!



本人に合うの
は、グループ
ホームだって
分かった!



地域生活支援拠点の機能の具体的内容と担当機関

機能	具体的内容	担当機関
① 相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画相談支援事業所 ・ 地域相談支援センター ・ 伊勢市福祉総合支援センターよりそい（基幹相談支援センター）
② 緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がいのある人の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う。	拠点登録事業所（短期入所、グループホーム、居宅介護、訪問看護等）
③ 体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助（グループホーム）等の障害福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供する。	拠点登録事業所（短期入所、グループホーム、居宅介護等）
④ 専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する人、高齢化に伴い重度化した障がいのある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う。	三重県、市、関係機関など
⑤ 地域の体制づくり	地域のさまざまなニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う。	市、障害者施策推進協議会など

地域生活支援拠点（緊急対応機能）事業の流れ

① 登録相談

緊急時に支援が見込めない障がいのある人等で、登録を希望する人は、担当の相談支援専門員や地域相談支援センターのコーディネーターに相談を行います。

事前登録の対象者（緊急時のリスクが高い世帯）

- 市内の居宅において、単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある人
- 市内の居宅において、介護者等や本人の緊急時に、他の支援が見込めず生活困難になる可能性のある人

② 事前登録対応等の検討

事前登録の対象となる場合、担当の相談支援専門員やコーディネーターが事前登録シートを作成するとともに、緊急時対応を担う事業所等との調整などを行います。

③ 登録申請

担当の相談支援専門員やコーディネーターの案内に従い、「伊勢市地域生活支援拠点事業登録届」を市へ提出します。

④ 事前登録シートの作成・提出

担当の相談支援専門員やコーディネーターが「事前登録シート(緊急時支援プラン等)」を作成し、緊急時対応を担う事業所等、ご本人等に確認をしてもらいます。

担当の相談支援専門員やコーディネーターは「事前登録シート(緊急時支援プラン等)」等を市へ提出します。

⑤ 登録

市は、提出された登録届や事前登録シートなどを確認し、登録します。

⑥ 緊急対応

緊急時には、担当の相談支援専門員やコーディネーターが緊急時支援プラン等に沿って必要なサービスへとつなぎます。

⑦ 緊急対応後

緊急時支援後、支援者間の会議にて振り返り、担当の相談支援専門員やコーディネーターが今後の支援を検討します。

※ 個別避難計画の作成・提出

→拠点登録が必要な世帯は、同時に災害時リスクと対応を考えることが必要

災害ハザード地域に居住されているなど災害時のリスクがある場合は、伊勢市避難行動要支援者制度の「防災ささえあい名簿」への登録及び「個別避難計画」の作成への同意をお願いします。同意をいただいた後、担当の相談支援専門員やコーディネーターと市が連携し「個別避難計画」を作成します。

個別避難計画とは・・・

災害時に自ら避難することが難しい人が、どこに、だれと、どのように避難すればよいかを、あらかじめ作成する、一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画で